

愛知県労働組合総連合綱領

- ① 私たちは、労働者の経済的・政治的諸要求の実現をはかり、男女差別をはじめあらゆる差別をなくし、労働者のいのちを守り、健康で文化的な生活の向上、基本的諸権利の確立、社会的地位の向上をめざしてたたかいます。
- ② 私たちは、国民的・県民的な要求・課題についての諸運動の発展に力をつくし、青年・婦人・高齢者をはじめ県民各層と連帯し、共同のたたかいをすすめます。
- ③ 私たちは、労働組合運動の積極的伝統を受けつぎ、たたかう労働者・労働組合のエネルギーをくみつくし、未組織労働者および年金受給者の組織化につとめ、運動と組織の発展をめざしてたたかいます。
- ④ 私たちは、資本・政府からの独立、政党からの独立、一致する要求にもとづく行動の統一という原則による労働戦線の統一をめざします。
- ⑤ 私たちは、労働者・労働組合の団結権・団体交渉権・争議権の完全確保をめざしてたたかい
- ます。
- ⑥ 私たちは、大企業の横暴に反対し、広く中小商工業者、農民、漁民などと協力し、産業・経済の民主的発展と明るく住みよいまちづくりをめざします。
- ⑦ 私たちは、郷土の自然を守り、すぐれた文化を受けつぎ、人間性の豊かな発達と、教育・文化・スポーツの民主的発展をめざします。
- ⑧ 私たちは、憲法をくらしのなかに生かし、住民の生活と権利の向上をめざす革新自治体の建設のためにたたかいます。
- ⑨ 私たちは、国民本位のくらしと政治、非核、非同盟・中立、平和、民主の日本を実現する統一戦線の樹立をめざします。
- ⑩ 私たちは、世界のたたかう人民や労働組合と相互の自主性を尊重し、共同目標の実現のため、国際連帯・交流をすすめます。

愛知県労働組合総連合規約(案)

愛知県労働組合総連合は、愛知の労働組合運動の積極的伝統を受け継ぐとともに、職場の団結を基礎に、産業別闘争と地域闘争を結合し、愛知と全国の統一闘争を發展させ、労働者・県民の利益の擁護、平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう。

愛知県労働組合総連合は、産業別組合と地域別組合(地域センター)で構成し、県内のたまたか労働組合の総結集をめざす。

愛知県労働組合総連合は、資本、政府、政党から独立して運営される。

愛知県労働組合総連合は、その統一と団結を守るために、組合民主主義を貫き、組合員の政党支持や政治活動の自由を保障するとともに、この規約にもとづき、運営される。

第一章 総則

第1条(名称と所在地)

- 1 この組合は、愛知県労働組合総連合(略称愛労連)といい、英語名を○○○○○○○○○○(略称Airoren)という。
 - 2 本組合の事務所は、名古屋市内におく。
- 第2条(目的と活動)
- 1 愛労連は、愛労連綱領に示された内容の

実現をめざし活動する。

2 愛労連は、次の活動をおこなう。

① 統一闘争に必要な指導、単産・地域間の調整活動

② 情報の収集・提供活動、調査・政策活動

③ 学習教育・宣伝活動

④ 文化・スポーツ・リクレーション活動

⑤ 組合員および家族の福利厚生に関する活動

⑥ 政府・自治体・経営者団体等との交渉

⑦ 労働者の利害に関する各種機関への代表派遣

⑧ その他目的達成に必要な活動

第二章 構成と組織

第3条(構成)

愛労連は、県段階の産業別組合(単産)と市区町村の地域別組合(地域センター)およびその他の加盟組合によって構成する。

第4条(加盟単位)

愛労連への加盟は、県段階の産業別組合(単産)あるいは単位組合(単組)と、地域別組合(地域センター)とする。職能別組合および愛知年金者組合は産業別組合とみなす。

第三章 加盟・脱退と権利・義務

第5条(加盟要件)

愛労連の綱領と規約に賛同し、組合の機関で加盟を決定した労働組合は、すべて愛労連に加盟することができる。

第6条(加盟の手続き)

1 愛労連に新たに加盟しようとする労働組合は、加盟申込書(様式第1号)で議長に申し込み、大会または評議員会の承認を得なければならぬ。評議員会で承認した場合に大会に報告するものとする。

第7条(オブザーバー加盟)

1 愛労連にオブザーバー加盟することができる。加盟の手続きについては前条に準ずる。

2 オブザーバー加盟の扱いについては別に定める規則による。

第8条(脱退の手続き)

1 愛労連を脱退しようとする組合は、愛労連にたいする債務を完済したうえで脱退の旨を書面で議長に届け出なければならぬ。

2 届出の日から1カ月を経過したときをも

って脱退行為は成立し、その組合の愛労連にたいする権利・義務は消滅する。

第9条（加盟組合の自主性・権利・義務）

1 加盟組合の自主性は最大限に尊重される。

2 加盟組合の地位と権利は、すべて規約のもとに対等平等である。

3 加盟組合は綱領・規約を守り、愛労連の機関の決定にもとづく運動の発展に協力しなければならない。

4 加盟組合は、別に定める額の組合費を納入しなければならない。

5 愛労連のおこなう活動にたいして妨害し、あるいは組合費などの納入の義務を果たさない加盟組合について、別に定める基準にもとづいて必要な措置をとることができらる。

第四章 機関

第10条（機関の種類）

愛労連に次の機関を置く。

- ① 大会
- ② 評議員会
- ③ 幹事会
- ④ 補助機関

第11条（大会）

1 大会は愛労連の最高決議機関であつて、毎年9月に開催することを原則とし、幹事

会が必要と認められた場合には臨時に開催することができらる。

2 大会は、幹事会の議を経て、議長が召集する。招集は少なくとも30日前にはおこなわなければならない。

3 議長は、3分の1以上の加盟組合から理由を明示して要求があつたときは、臨時大会を開催しなければならない。

第12条（代議員の選出）

1 代議員の選出は、別に定める基準によりおこなう。

2 加盟組合は、大会開催月の3カ月前までの組合費を納入していなければ代議員権を得ることができない。

第13条（特別代議員）

1 評議員会の決定により、協議会等補助機関の代表は特別代議員として大会に出席する。

2 オブザーバー加盟組合は、特別代議員として大会に出席する。

3 特別代議員は発言権は持つが議決権は持たない。

第14条（大会の構成と成立条件）

大会は代議員および特別代議員と役員で構成し、代議員の3分の2以上が出席することによって成立する。

第15条（大会の付議事項および運営）

1 大会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 綱領・規約の改廃

② 加盟組合の承認

③ 活動報告

④ 運動方針

⑤ 予算の決定と決算の承認

⑥ ナショナルセンターへの加盟・脱退

⑦ 役員を選出

⑧ 愛労連の解散・合同

⑨ その他必要な事項

2 前項第1号、第6号、第8号の重要事項については、出席代議員の3分の2以上の賛成で、また、それ以外の事項については、出席代議員の過半数の賛成で決定する。

3 役員は議決権を持たない。

4 大会の運営は、別に定める規則によりおこなう。

第16条（評議員会）

1 評議員会は大会に次ぐ決議機関であり、大会から次期大会までの間、大会決定の遂行に必要な措置や情勢の変動によって生じた緊急を要する事項にたいする措置を決定する権限を持つ。

2 評議員会は1年に4回開催し、幹事会が必要と認められた場合には臨時に開催することができらる。

3 評議員会は、幹事会の議を経て、議長が招集する。招集は少なくとも2週間前にはおこなわなければならない。ただし、緊急のときはこの限りではない。

4 議長は、加盟組合の3分1以上あるいは

評議員の3分1以上から要求があったときは、評議員会を開催しなければならない。

第17条 (評議員の選出)

1 評議員の選出は、別に定める基準によりおこなう。

2 幹事会の決定により、協議会等補助機関の代表は特別評議員として評議員会に出席する。この場合、特別評議員は発言権を持つが議決権は持たない。

第18条 (評議員会の構成と成立条件)

評議員会は、評議員および特別評議員と役員で構成し、評議員の3分2以上が出席することによって成立する。

第19条 (評議員会の付議事項および運営)

1 評議員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 加盟組合の承認。
 - ② 大会で付託された事項
 - ③ 規約に疑義を生じた場合の解釈
 - ④ 規則・基準の制定・改廃
 - ⑤ 役員の特補
 - ⑥ 予算の補正
 - ⑦ その他必要な事項
- 2 評議員会の議事は出席評議員の過半数の賛成で決定する。
- 3 役員は議決権をもたない。
- 4 評議員会の運営は、別に定める規則によりおこなう。

第20条 (幹事会の権限と任務)

1 幹事会は大会および評議員会の決定を遂行することに責任を持つ執行機関であり、

愛労連の日常業務に必要な方針を決定するとともに、評議員会を開催するまでの緊急案件について審議・決定する権限をもつ。

2 幹事会は、大会および評議員会に責任を負い、提出案件を準備する。

第21条 (幹事会の構成と運営)

1 幹事会は会計監査を除く役員で構成する。

2 幹事会は、議長が主宰し、必要に応じて随時議長が招集する。

3 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席幹事の過半数の賛成で決定する。

第22条 (事務局)

1 愛労連の日常業務の処理のために事務局をおく。

2 事務局は、専従役員および書記をもって構成する。

3 書記の雇用に関わっては、幹事会の決定により議長がおこなう。

4 事務局の運営については別に定める規則による。

第23条 (補助機関)

愛労連の事業を円滑におこなうため、大会または評議員会の議を経て、部会、協議会(大産業別、青年、婦人など)、専門委員会、ブロック協議会などをおくことができる。

第五章 役員

第24条 (役員の種類と定数)

愛労連に次の役員をおく。

- ① 議長 1名
- ② 副議長 若干名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 事務局次長 1名
- ⑤ 幹事 若干名
- ⑥ 会計監査 3名

第25条 (役員の仕事)

各役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 議長は愛労連を代表する。
- 2 副議長は議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代行する。
- 3 事務局長は愛労連の事務局を統括する。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代行する。
- 5 幹事は、それぞれ幹事会の業務を分担してその責に任ずる。
- 6 会計監査は愛労連の会計を監査する。

第26条 (役員の出選および任期)

- 1 役員は、大会で出席代表議員の無記名投票によって選挙する。ただし、大会の議決によって、投票によらない他の選出方法をとることができる。
- 2 任期中で役員に欠員を生じた場合は、大会または評議員会でその補充をおこなう。

ことができる。

3 前条で若干名となつてゐる役員の数について、その都度大会前の評議員会において決定する。

4 役員の内任は定期大会から翌年の定期大会までとし、再任を妨げない。

5 役員に立候補しようとするものは、所属組合の推薦または青年協議会・婦人協議会の推薦を必要とする。ただし、青年協議会・婦人協議会から推薦する場合は候補者の所属組合の同意を必要とする。

6 所属組合をもたない役員立候補者については、幹事会の推薦を必要とする。

7 役員を選出について規約に定められないものについては、別に定める規則による。

第27条（顧問）

1 愛労連に顧問をおくことができる。

2 顧問の任免は、幹事会の議を経て議長がおこない、大会の承認を受ける。

3 顧問の処遇等については別に定める規則による。

第六章 会計

第28条（組合費等）

1 愛労連の経費は、組合費・寄付金・その他をもつて充てる。

2 組合費等は、別に定める額を、各加盟組合が翌月10日までに納める。

3 組合費等の納入方法等については別に定める規則による。

4 一旦納入された組合費等は、いつさい返還しない。

第29条（会計）

1 愛労連の会計帳簿、預金通帳、現金、その他の財産等を保管する責任は事務局長が負う。

2 経費の収支および財産の管理等については別に定める規則による。

第30条（会計監査）

会計監査は、愛労連の会計について年3回の定期監査および定期大会前に年度末監査をおこない、その結果を幹事会・評議員会および定期大会に報告しなければならない。

第31条（会計年度）

愛労連の会計年度は、毎年8月1日から翌年7月末日までとする。

第32条（会計帳簿等の公開）

加盟組合は会計帳簿等について、閲覧をする権利を持つ。

第七章 附則

第33条（規則）

この規約の施行に当たつて、さらに細目の規則を必要とする場合は、大会または評議員会で決定する。

第34条（細則）

日常業務遂行上必要な細則については、幹事会で決定する。

第35条（規約の疑義の解釈）

規約に疑義が生じた場合は、大会または評議員会で解釈する。

第36条（規約の施行日）

この規約は、1989年11月17日から施行する。

加盟申込書

愛知県労働組合総連合の示す綱領および規約に賛同し、加盟を申し込みます。

組合名

(略称)

代表者名

組織人員および傘下の単組・支部・分会数

住所

電話

参加形態 (正式加盟、オブ加盟)

予定されている会費登録人数

19 年 月 日

組合名

代表者名

印

愛知県労働組合総連合

議長

殿